

総務建設経済常任委員会会議記録

1. 期日 平成 28 年 9 月 5 日(月) 開会 9 時 30 分
閉会 11 時 14 分
2. 場所 第 1 委員会室
3. 付議事件
- ①原発事故避難者に対する住宅無償提供継続の意見書提出を求める陳情
(平成 28 陳情第 11 号)
 - ②日米地位協定の抜本的改定を求める陳情(平成 28 年陳情第 12 号)
4. 出席者 桑原委員長、善波副委員長、杉崎委員、柳川委員、一石委員、二見委員、
添田議長
- 執行者側 ①政策総務部長、戸籍税務課長、戸籍住民班長
②なし
- 傍聴議員 7 名
一般傍聴者 0 名
5. 経過

①原発事故避難者に対する住宅無償提供継続の意見書提出を求める陳情

(平成 28 年陳情第 11 号)

委員長

それでは初日の本会議で付託された案件について審査する。原発事故避難者に対する住宅無償提供継続の意見書提出を求める陳情(平成 28 年陳情第 11 号)を議題とする。

お諮りする。本陳情について、議会基本条例第 15 条の規定により、陳情者の意見と聴くこととするが、ご異議はないか。

(異議なしとの声あり)

ご異議なしと認める。本陳情について村田氏、林氏がご出席されている。それでは 10 分程度にまとめて趣旨を説明いただく。

<趣旨説明>

(趣旨説明：村田氏)

村田氏

私は事故当時、福島第一原発より北西の方向 16km の南相馬市小高区に住んでいた。避難指示が出たので、それに従い、妻と猫、犬 1 匹で避難をして、現在 5 年半になる。私が育ったところでは、大人が悪さをした子どもをしかる時に「たからもの」と言う風習があった。私も畑のトマトを無断で失敬してよく隣のおじさんに「たからもの」と言われた経験がある。子どもの頃にはその意味がよく分からなかったが、今回の避難生活の中でその言葉を噛みしめているところである。

本日お願いしている、住宅無償提供継続の陳情の中身であるが、陳情書に書いた通り、避難者がこのままの状態に住み続けられるよう措置を考えていただきたいということ、避難者が法律に従い根本的に住宅を保障してもらえぬ制度を国にお願いしてほしいという2点に尽きる。その趣旨を突き詰めると、本当に子どもや孫を何とか守っていききたいということに尽きると思っている。以下、3点にわたりお願いの補足説明をさせていただきますと思う。

国と福島県が半年後、来年の3月に実施しようとしている避難指示区域の外からの避難者に対する住宅の無償提供の打ち切り、現実はどういう結果をもたらすのかということである。補足資料を提出しているが、1ページをお願いする。この措置により約1万2500の家庭、3万2千人の人々が今住んでいる家を追われるということである。その代替策として、福島県が用意しているものは、低所得家庭に対して、2年間に限り、上限2万円から3万円の家賃補助を行うこと。

もう1点は、全国に避難しているのもので、その受け入れ自治体に対し、公営住宅の確保を要請するということである。その結果想定されることは、福島県に家がある人については、放射能に対する不安にふたをして、帰還しなさいということが1つ、それができないのなら避難先で住宅を確保しなさいということである。いずれも選べない人については、冷たい言葉であるが、路頭に迷うこともやむなしということが迫られている。来年は避難者がこのような措置を甘んじて受けなければならない。それを受けられるのかということである。今回の打ち切り対象の避難者は、事故の後、大人1人8万円、子ども・妊婦40万円という見舞金にも満たない賠償を1度受けただけである。経済的、精神的な苦しみに耐えて、5年以上にわたり避難生活を続けている理由は、放射能の危険性から子どもや家庭を守りたいということである。国も福島県も災害救助法の適用という手段を使い、少なくとも6年間住宅の無償提供を続けてきた。これは、このことを否定できなかったからではないか。では、それをこの時点で変更できる条件は整ったのか。それが2ページのデータである。これは福島県が今年2月に行った、避難者に対する「住まいに関する意向調査」の結果である。ここでは県外に避難しているかたの77%が県外での生活を続けたいと回答している。私はこの数字を見ただけでも答えは出ているのではと思う。住宅の無償提供以外に何の支援、賠償もない状態。今のまま住み続けたいと言っているわけである。避難者は避難先の地域になじみ、小学生は中学生、中学生は進学、就職の道の途上にある。今回の措置は不十分とはいえ、この避難生活を支えてきた唯一の命綱を断ち切るということだと思う。

福島県内の原発への対応だが、本当に人々が安心して生活できる状態に戻っているのかということである。事故直後に出された緊急事態宣言は今も続いている。収束はしていないということ。

もう1つは、放射能の問題である。県土の除染は一定程度は進んでいるが廃棄物の仮置き場があちこちに広がっている。1番問題になる健康への影響の懸念であるが、子どもたちの甲状腺ガンがすでに173人に達している。100万人に多くて2、3人と言われているものが、36万人の子どもたちへの調査で173人が発見され、手術を受けている現実がある。人々が本当に安心して生活ができる環境には程遠いのが現状である。国

の政策は、基本的に 2020 年の東京オリンピック・パラリンピックまでに福島を収束させて、そしてアピールしたいということであろうが、その状況には至っていない。避難者としては 1 日たりともふるさとを忘れたことはない。帰りたい。元の生活を取り戻したいと念じている。

「ふるさと」という曲の 3 番の歌詞に「山はあおき故郷 水は清き故郷」というところがあるが、今の避難者はこれを歌うことはできない。泣く以外できないのが避難者の現状である。

31 年前にチェルノブイリで原発事故が起きた。その 5 年後、当時のソ連が世界的な大参事として、事故の規模、影響をしかるべく評価していなかったという反省の決議を採択した上で、被害者を守るチェルノブイリ法というものを制定したと聞いている。日本にも子ども被災者生活支援法という法律がある。福島原発事故の時は、広島への原爆の 168 倍にもものぼる、放射性セシウム 137 が放出されたといわれている。そのセシウム 137 が半分に減るのに 30 年かかる。これが核災害の現実であること、そして自治体の皆さんの良心が私たち被害者を救う大きな力になることを信じて、説明を終わる。

<陳情者に対する質疑>

一石 子どもたちを守るために、日本の政治が全く機能していない恥ずかしさで一杯である。

生活環境がかなり破壊された。そのことについて、今の避難されているかたの状況、避難されていないかた、子育てされているかたの状況を教えてほしい。

村田氏 避難者の状況は、まずふるさとが完全に破壊された。コミュニティー、地域そのものが根本的に破壊されたということ。難民状態に置かれたまま避難し、生活しているというのが実態である。

それと県内に残っているかた、9 割以上が県内に残っているかたである。このかたたちが本当に安心していただけるように取り組んでいるかという、現実問題として然るよう生活をしていかなければならない。心の中では放射能汚染に対する不安は隠しきれない。しかし、それを口に出して言うことは、復興の妨げになるということを行い聞かせて我慢をしているということである。これは福島市の意識調査などでも、放射能に対する不安は半分以上の人が訴えている。これからでも避難したいという人も 2 割もいる。そういう苦しい状況である。

一石 先ほどのチェルノブイリ法では、5 ミリシーベルト以上は移住の義務、保障があるということである。日本の政府は 20 ミリシーベルト以下は安全としている。そういうこと、避難のことを考えるとこれからの子どもたちの健康被害、これは絶対にあると思う。そういうことを考えると、陳情項目はおとなしい、政府に対し、悲観的であるという陳情である。

村田氏 福島県人の口が重く、耐えるという性格が反映されているかと思うが、心の中では本当に煮えたぎるような思いを抱えていると思う。20 ミリシーベルトという基準であるが、国際的な勧告では、普通の人々の限度は 1 ミリシーベルトとなっている。さらに国内の法律でも、放射線管理区域

については、年間 5.2 ミリシーベルトが限界としている。もちろん放射線管理区域については、一般人の立ち入りもできないし、食事もとることができないという場所である。その場所の 4 倍の基準を設けて、そこで生活をしていいというのが国の基準である。我々はその基準をもとにして生活を考えることはできないと思っている。

二見 3 月に住宅支援が打ち切りになるということであるが、その代案として何か出ているか。

村田氏 福島県が用意したものは先ほども話したものである。それ以外には今のところはない。

二見 国は全くないという解釈で良いか。

村田氏 これはそもそも、災害救助法の適用ということでやってきているものである。その災害救助法の適用を決めるのは福島県知事である。それは国と相談した上で県知事が指定することになっている。私もこのことが明らかになってから、国と県とも交渉を重ねているが、国は災害救助法の適用を外すという問題だから、基本的には福島県の問題であると。県は代わりに住宅支援や、公営住宅の確保、この対策をするので我慢してほしいということを言われている。今のところ、国は自主的に考えようということは見えない。

二見 30 年程度で除染されるという話だが、県外に避難しているかたもこの時期までは戻らないという考えか。

村田氏 それが一番難しい。先ほど申し上げたように、放射能は目に見えない、臭いもしない、色もついていない。帰ると昔のままの情景である。それを見ると誰でも帰りたと思う。それが最も厄介なところで、放射能に対する懸念も色々なレベルがあり、個々によって位違うので、本当にどうしたらいいか、思い悩んでいる。

私も悩んでいるが、今のこの段階で帰る、帰れないという結論は出せない。だからその話題には触れないとして過ごしている。では、いつまで避難しなくてはいけないのかということであるが、私の見解であるが、5 年や 10 年で決める話なのかということ。除染というが、あれは除染ではない。放射能は除染できない。今やっている除染というのは、宅地周り 20m の範囲内の土を取り除いて、放射能と人の生活空間を分けようという、それだけのことである。一時土の入れ替え、木を取り除くと、放射線量は下がるように見える。しかし、2 年、3 年すると元に戻ってしまう。一番早いところだと 3 年前から除染しているが、そういう実態がある。そこをどう考えるか。

柳川 生活を福島県内で希望する人が多いようである。そうすると、陳情項目にあるように、まず抜本的、継続的な住宅支援が可能な新たな制度確立をするということを謳い、それまでの間に、住宅支援策を継続、拡充するという解釈でよいか。

村田氏

2項目あるが、2番目の政策を確立していただきたいということは、国がやらないとできない政策であるので、それをお願いしたい。しかもその基礎になる、原発事故子ども・被災者生活支援法というものは現にあるわけだが、その法律に基づき対策、被災者救援の制度を早急に作成していただきたいというのがまず大きなお願いで、それができるまで、もう1つが先ほども申し上げたが、県内の放射線状況が良くなるまでという2つの条件がある。住宅に限って言えばそういう制度ができるまでの間、何とか今のまま住み続けられるような手立てを取っていただきたいということがお願いである。

杉崎

福島県が災害救助法を打ち切る理由を教えてください。それと、支援策、代替案であるが、家賃補助は2年目で終わりなのか。今まで金額としてどの程度出ていたのか。

村田氏

災害救助法は応急救助を目的とした法律であるということ。これは、昭和22年にできているが、自然災害を前提に考えている法律である。自然災害からの救助ということであれば2年という時間を想定している。ただし、様々な状況があり、2年で終われない場合は、1年ごとに内閣総理大臣と相談をして、特定延長ができるという規定がある。それに従って6年間まで延長してきたが、そもそも応急救助という法律の精神から言って、これ以上延長するのは無理だということが福島県の見解である。

代替案について、これまでは災害救助法の適用で、住宅については無償で提供してきたので、それに代わるものは特になかった。それをやめることについては、先ほど説明したとおりである。

これはなかなか明らかにならないが、新聞報道によると、住宅支援関係の費用、今回打ち切りの対象になる人の費用は年間80億円程度だという話を聞いたことがある。実際のその他費用がどの程度かかるかは、はっきりしていないので、明日福島県と話し合いをするので、その中でその辺ももう少しはっきり聞きたい。

杉崎

今まで6年間は借り上げた物は全部、政府および福島県が支払っていた。住んでいるかたは無償であったものが、この代替案では家賃の2分の1(上限3万円)に代わるということ。これは2年間で終わるのか。

村田氏

その通りである。

議長

こういう支援というのは、やはりどこかで線引きが必要だと思うが、実際には色々な事情が違うかたが混在している状況で、このように一律にするのは乱暴なやりかただと思う。特に国の動きであるが、今まで現状を把握していながら、線引きをするにしても、もっと違う形の細かい線引きをするような、特に政治への動きはないのか。

もう1つ、陳情書によると、国、福島県、神奈川県に意見書を出してほしいということであるが、この内容からすると、それぞれ内容の違う意見書になるのではないかと思うが、その辺は他の自治体はどのように

したのか。

村田氏

国の動きだが、我々避難者から言えば事情があるので、それに即した対応をしてほしいという気持ちは一杯である。現実には国はそれはできないであろうから、福島県が少なくともそこをやっていただきたいということで、お願いをしてきた。実態を申し上げると、昨年6月15日に決定し、12月15日に代替案を福島県が出したのであるが、それから今年の春になって初めて、被害者の住宅に対する意向調査をして、今年の5月から福島県の職員と、避難先の自治体の職員が避難者のところを個別訪問し、実態を把握するということが実情である。個別訪問の第1次が1月初めに終わり、まだ7割程度が回れていないので、8月末から12月まで第2次の個別訪問をする。来年1月から3月までで第3次の個別訪問をするということが実態である。

もう1つ神奈川県に対しても、できる範囲の支援策、現実には避難している人がいるわけなので、本質的には国と福島県がやるべきだが、神奈川県としてもできることを考えてほしいということをお願いしており、神奈川県に対しても、まず実態把握をしてくださいということをお願いしてきた。神奈川県の場合今年1月から2月にかけて県独自のアンケート調査を行った。すると5月から始まった福島県の個別訪問その両方を併せて、実態は把握したという話を先日伺った。これを基にしてできることを検討にかかっているということである。

県議会、自治体だと二宮、横須賀、藤沢、鎌倉、葉山、逗子と7か所に陳情を提出をしている。確かに、陳情項目の1と2では違うのではないかということであるが、1に関してはできる範囲内のところをやってほしいということ。もう1つは、国、福島県に対して抜本的な対策をしてほしいという意思表示をしてほしいという2つが込められている。我々はそういうことも込めて提出している。

議長

例えば、住宅の無償支援を続けてほしいということであれば、福島県、神奈川県とできるのであるが、その中でも色々事情の違うかたがあり、どういう線引きをするかという問題も出てくるので、そうすると2番目になるが、自治体にとってそれが重要になるのではないかと思うが、今までの考慮をずっと続けるのは不可能であると思う。その間に事情も変わってくるので支援の仕方も細かく分類をしながらにはなると思う。そうすると、原発事故子ども・被災者生活支援法に基づき、抜本的な制度の見直しをしてほしいということが主でないかと思うが、どちらかという福島県ができることも限られていると思う。国に意見書を出すということが我々としては良いと思うが、その辺はいかがか。

村田氏

確かにその通りだと思う。我々の基本的な願いも災害に対する対象、法律に従い、推進策を取ってほしいということが第1である。国へということであれば絞っていただいても構わない。1つは現実問題として来年3月に打ち切られると、しかし抜本的な法律ができるのには時間がかかると。その間何とか受け入れ自治体はできることをしていただけないかということ。お願いに近いが、どうされるかは議会の皆さんの判断だと思う。

＜執行者側への参考質疑＞

一石 二宮町は現在移住をアピールし、子育てと人を大切にする町としてアピールをしているが、二宮町がこういうことに対して何かしなくていいのか。そういう可能性についてはいかがか。

政策総務部長 移住と今回の陳情内容についてはイコールにはならないと思うが、やはり町としては全国に移住の情報発信をしており、PRをしているので、それにご賛同いただければ、町に移住を願うと。今回に陳情というよりも確立的な見解の中で移住をお願いしたいということ。

休憩 10時11分

(傍聴議員の質疑：野地議員、渡辺議員)

再開 10時16分

＜意見交換＞

なし

＜討論＞

一石 本陳情に対し、賛成の立場で討論する。災害救助法について、それは放射線について記述はあるが、レベル7の甚大な被害については言及していないことであるし、この陳情項目は大変妥当であると思う。

＜採決＞

委員長 それでは陳情第11号を採決する。陳情第11号を採択とすることに賛成の委員の挙手を求める。

(挙手全員)

挙手全員と認める。よって陳情第11号は採択と決定した。

次にこの意見書案の作成についていかがするか。

(正副委員長一任との声あり)

正副委員長一任との声があったので、意見書案の作成については、正副委員長に一任願いたいと思うがご異議ないか。

(異議なしとの声あり)

ご異議なしと認める。よってそのように決した。以上で陳情第11号の審査を終了する。暫時休憩とする。

暫時休憩 10時19分～10時30分

②日米地位協定の抜本的改定を求める陳情(平成28年陳情第12号)

委員長 次に、日米地位協定の抜本的改定を求める陳情(平成28年陳情第12号)を議題とする。

お諮りする。本陳情について、議会基本条例第15条の規程により、陳情者の意見と聴くこととするが、ご異議はないか。

(異議なしとの声あり)

ご異議なしと認める。本陳情について自主・平和・民主のための広範な国民連合神奈川の岩佐氏、原田氏がご出席されている。それでは10分程度にまとめて趣旨を説明いただく。

＜趣旨説明＞

(趣旨説明：自主・平和・民主のための広範な国民連合 神奈川 岩佐氏・原田氏)

岩佐氏

結論から申し上げる。占領期間における遺物を即刻清算してもらおうという国に働きかけてほしいという趣旨である。ご覧の通り1944年9月2日、日本は無条件降伏の調書に調印し、第2次世界大戦の終わりを迎えた。無条件降伏というのは連合軍の総司令官の言うことに対して、全て従うということ約束するものである。7年ほど経って、1951年9月にサンフランシスコ条約で講和を発表して、形の上では独立国となった。しかし、その時同時に締結された日米安保条約というのは、ほとんど片務的な、アメリカの要求を満たすための協定である。この日米安保条約に基づき、当時は行政協定と言ったが、1952年4月に発行した。これは占領時代の基地の継続使用や、米軍関係者への治外法権や、非常時の際の自衛隊への統一指揮権など占領中の米軍の権利をほぼ全て認めるものであった。1960年に新しい日米安保条約ということになったが、実質的にこの日米地位協定と名前を変えた行政協定が引き継がれ、今日に至る。65年も経つのに、その占領当時のアメリカ軍の治外法権を認める、その他のことに片務的な形の協定が位置づいている。国民の財産あるいは風致ということを守ることを主とする政府にあっても、1日も早くこの屈辱的な協定を改定すべく、交渉を持ってほしいということを町議会として、申し立てていただきたい。

原田氏

既に陳情理由についてもお読みいただいているかと思うが、今年の4月から5月にかけて、沖縄県のうるま市において20歳の女性が強姦致死、遺体遺棄という目に遭ったということがあった。この犯人が米軍属、元海兵隊員ということが分かり、逮捕された。そして思い起こしてみると、県内においても、横須賀市をはじめ、日米地位協定の改定を求めるような意見書というものも4通持って来たが、2006年には通勤途中の女性が殺害された、そしてまた2008年にはタクシーの運転手が汐入駅付近で殺害をされた。同様に空母の乗組員ということであった。そして、県内の様子が県の基地対策課でまとめられたのがあるが、その話で2010年から2015年まで、県内で96件にわたる事件、事故が起こっている。県内で起こった事件を扱う、刑事裁判権あるいは米軍の基地内に立ち入り調査をすることも認められない。昨年、相模補給廠で火事があった。しかし、米軍の要請に基づき消防車が出動したが、5時間も入ることができなかったということがあった。さらには、別の件であるが、米軍基地が返還されるということになっても原状回復の義務がないということになっているので、土地について汚染されたままであるということである。過去に米軍がフィリピンのスービックから撤退したとき、汚染土壌を完全に米軍により原状回復させた。そういうことをさせる規定にもなっていない地位協定。これは改定をしないと占領下そのものであると思

っている。全国の市議会議長会や、町村議長会の全国大会でも、地位協定の見直しに関する特別決議としてあがっているが、こうした決議や意見書を全国からあげていかないと国が動かないということから、是非二宮町議会からも意見書をあげていただきたい。

＜陳情者に対する質疑＞

一石 基地のあるドイツ、イタリアにおいては主権を保持するような改定が行われてきたと思うが、その陳情の抜本的という意味では主権を保持するということなのか。

それから、陳情理由に「米軍関係者の事件・事故が繰り返される原因の一つに」とあるが、こういう悲惨な事故があるのは地位協定の内容だけでなく、沖縄に駐留している軍の特色も関係あるかと思うがその辺はどうか。

岩佐氏 1点目については、おっしゃるとおりである。要するに、裁判権や捜査権などが全く閉ざされている状態が続いている。それは日米地位協定のためである。ドイツなどの例に倣い、国内法に従わせる程度まで持っていく必要があると思う。

原田氏 2点目である。米軍の特色ということであるが、横須賀でもあった時は、軍のトップが市長を訪れ、教育の徹底、再発防止、深夜外出の禁止ということをしていくつかあげて、絶対に起こらないようにすると言うが、起こってしまう。この辺は黒岩知事も根本的な問題は地位協定にあると言って、国内の事件は日本側が捜査権を持つのは基本だと言うっている。この辺は軍の特色というか、占領軍という意識がまだあるのかなと我々は思っている。

一石 今まで改定が進まなかった理由は。また、ドイツ、イタリアでも同様な事件が起きているのか。主権を持った国でも起きているのか。

岩佐氏 前段の質問について、特別に付け加えることはない。おっしゃるとおりである。

原田氏 ドイツ、イタリアでの事件もそれほど多くはないと思っている。隣の韓国でも米韓地位協定があり、数年前に女子中学生が2名、戦車に轢き殺されたということがあり、これをきっかけに韓国内で大きな運動が盛り上がり、地位協定が改定された。これを機会に、犯罪が大きく減ったと聞いている。

一石 今まで日本で改定が進まなかった理由については。

岩佐氏 歴代の自民党政府というのは、はじめからアメリカ一辺倒であった。その姿勢がずっと続いているということだと思う。途中、民主党政権になった時、鳩山氏が沖縄基地について「最低でも県外」ということを公約し、それを主張していたが、結果的に抑止力について勉強が足らなかったというような言い方で折れてしまった。アメリカの言うとおりにな

らないぞという姿勢が貫かれていれば、その辺は変わったのではないかと思う。ところが占領当時、その前もそうであるが、吉田茂や岡崎勝男が全部いうことを聞くと、占領下の総理大臣としてはアメリカに都合のいい施策などをやり続けてきた。それが自民党の歴代の首相の引き継がれてきたことが最大の元凶であろうと思う。

議長

日本で罪を犯して、米軍がそれを裁判にかけて罪を償わせるものと、日本の法律上のギャップはあるのか。要するに日本は厳しく、アメリカは厳しくないのか。また、これを日本の国内法に基づいて処罰すると変えた場合、ここで色々な事件等を指摘されているが、実際にそれが犯罪の抑止力に結びつくのか。その辺りの考えは。

岩佐氏

今、ドイツやイタリアの例について、原田より説明をしたが、国内法に従わせるということだけで問題が解決するかどうかというのは、そうならぬと分らないことが多くあると思う。少なくともそういうことが続けば、新しい展開が生まれてくると思う。少なくとも今ある日米地位協定の片務的、日本の主権が及ばないという地位協定を進行していくのとは恐らく違うと思う。アメリカに限らないが、海兵隊なり軍隊なりというのは、率直に言えば人を殺すための装置であるから、人を救うとなどという姿勢を基本的に持っているかどうかという点について甚だ疑わしい。その点で国内法に従事させるということだけでことが進むかどうかは保証できない。ただ事例が重なっていくことによって追求がきちんとできるということを通し、改善がされていくものと思っている。

原田氏

殺人や強姦など、凶悪犯罪が多くあったわけであるが、1995年に運用改善ということがあった。運用改善で対処するということが政府が答弁するわけだが、アメリカ側に容疑者の身柄があった場合、好意的配慮ということで、身柄は引き渡されることがある。しかし、それもアメリカ側の裁量しだいということである。95年以降に日本側が引き渡しを求めた、そのうちの1件は完全に拒否されている。アメリカの法律で裁かれた人もいるし、アメリカに逃げてそのままになってしまったという人もあった。国内法に沿って対応させたいということが我々の願いである。

杉崎

日米合同委員会で運用しているということであるが、誰を指しているのか、どの部署を指しているのか。

陳情の内容は良く分かるが、国に提出しても、日本の官僚とマッチングしていないと意味がないが。交渉に出るのはどこか。

岩佐氏

基本的には外務省である。戦後比較的初めのほうは、日本独自の立場を主張する気概は相当持っていた。しかし、段々ならされて今やそういう気概を持っている人はいないのではないかと思われることが多々あるということである。これは、みんながそういう追及をしていくということで、国に対し、目を向けるということが続けなければ、簡単にはいかない。今回も実は県下33市町村の全てに対し、働きかけをし、それ

それぞれの立場から意見書を出してほしいという運動をしている一環である。従って、自治体によっては請願で受けていただくところもある。多くは陳情であるが、働きかけはしているということ。積み重ねで姿勢を改正することは少しずつできてくるのではないかと思う。

原田氏 国に提出するとは言っても、国は役員や官僚などと思われているかもしれないが、内閣総理大臣、総務大臣、防衛大臣ということはあるが、同時にこれは地方自治法で衆参両院議長に提出することができると思う。よって政府に出すことと、国会に出すことで、どうなっているのかと政府に問いただすこともできるかと思うので、加えていただければと思う。

杉崎 地位協定を見直す場合の日本側の交渉団は外務省だけか。

原田氏 日米合同委員会もそうだが、外務省、せいぜい防衛省あとは米軍関係者になる。地位協定を見直すとなった場合、それこそ総務省や外務省からも派遣することになるのではないか。

杉崎 資料の1ページにもある、航空法の件であるが、これは賛成である。横田基地の上あたりは民間航空が飛べない。それはそれとして、大分前から事件がある度に、日米地位協定の見直しとっているが、なぜ国会議員が騒がないのか。

原田氏 我々もそう思う。本当に少数の野党しか言っていないのかという気がするが、あとは沖縄の関係のかたが言う。皆さん身近に捉えていないということが大きいのではないか。基地の所在市、横須賀もそうだが、所在市のかたは基地被害が目に見えて分かる。そうでないところは「国のことでしょ」というような言い方になる。やはり身近に捉えていただければなと思う。

柳川 米軍の事件というものは報道で分かってきている。航空法も東京付近は飛行機が飛べない。今回この陳情項目について「抜本的に」という話が出ているが、これはどのような意味か。またこれが抜本的となると、安保条約にも関係するのかなと思うが、その点はいかがか。

岩佐氏 安保条約は確か5条くらいしかない。非常に少なく、総括的な規定でしかない。具体的なことは全文、地位協定に落としている。それは、条約の場合は国会審議が必要だが、行政協定や日米地位協定などとなると政府間協議になるので、政府が何とでも判断できる。何が問題になっているか国民に知れないようにするという策略である。初めから存在していたということが原因であろうと思う。抜本的というのは、平たく言えば国内法を守らせるということ。そういうように変えてほしいということである。それ以上ではない。

柳川 国内法ということであるが、例として大使館が治外法権となっている。それが今回の場合もアメリカ軍の人が罪を犯しても、基地の外でやって

も大使館と同じような、日本の国内法が通じないということ。それを日本の中であれば国内法に従わせると、また捜査権についても日本で行うということで解釈してよいか。

岩佐氏 最後の部分はそうである。ただ、何でも大使館に逃げ込めばというものではない。限界があるはず。限られた関係者だけが大使館が持っている治外法権の適用を受けるわけで、そこに逃げ込めばというように、一般的に起きた事件、事故という所まで幅広いわけではない。

柳川 航空法の問題であるが、日本は占領されてから 71 年経過するが、その間に安保の問題で経済が良くなった。これも安保の背景があるのかなと。これも防衛をアメリカ軍にしてもらい、日本は其中で成長をしてきた。航空法が安保と絡んできた時に、どこまでこれを持っていけるのかという部分が気になった。

原田氏 難しい話である。捉え方の問題としても安保によって日本国内が対応したということをおっしゃられたが、そういうこともありかなんて思いながら、国内法を私たちは守ってほしいと思っているわけであるので、アメリカの好きに日本を見下して活動することはやめてほしい。そういうことで国内法を適用してほしいので、地位協定の改定をまずあげているが、最終的に行き着く先は安保の問題にも行き着くと思う。

二見 陳情書に「抜本的改定」とあるが、それを色々他のものを見ると大体先程からお話しになっているように、犯罪者の身柄引き渡しなどの見直しということで意見書などが出ている。そういうことについては私も何ら否定しないで賛成したいが「抜本的改定」ということになると、日米安全保障にもつながる大きな問題になってくると思う。「抜本的改定」とはその程度の改定なのか、日米地位協定を全体的に変えていく改定なのか、どういう意味で「抜本的改定」という言葉を使ったのか。

原田氏 安保への話は後々の話である。まずは日米地位協定、刑事裁判権もそうだが、治外法権的になっている部分、これを改定してもらいたい。その論議の果てには安保に行き着くことがあるかもしれない、可能性としてなくはない。まずは地位協定の改定のお願いをしたい。

二見 もう少し柔らかい文面で書いていただければ賛成できるが、抜本的改定となると、ずっと引きずっていくわけである。ですから見直しなどで出てきていけば賛成した。抜本的改定が一番頭にこびり付いていて、賛成はできないがいかがか。

原田氏 申し訳ない。我々もそう思っているが、意見書は二宮町議会として作られる意見書であるので、そこは見直しを求めるという書きかたで、もちろんいいと思う。

休憩 11 時 08 分
(傍聴議員の質疑：渡辺議員)

再開 11 時 10 分

＜意見交換＞

なし

＜討論＞

二見

陳情に対し不採択の立場で討論する。日米地位協定の全文は理解していないが、少なくとも米軍、米兵の法的地位を定めたもので、国内の施設、区域などの米軍への影響、手続き、米兵、軍属、その家族の取扱いを決めているものであると思う。米軍人が日本で犯罪を起こした場合、公務中であつたり、犯罪者が基地内で米軍が先に捕まえると、アメリカの法律が適用され、日本の警察は逮捕することができない。日本の警察による逮捕ができるのは公務外の犯罪と、基地の外で米軍より先に身柄を拘束した場合に限られている。ちなみに現在自衛隊はアフリカの南スーダンで活動しており、国連と南スーダン政府との間で地位協定が結ばれ、世界各国から派遣されている隊員達は南スーダンの法律ではなく、それぞれの国の法律が適用されている。自衛隊員の犯罪は日本の法律で裁かれる。幸いなことに事件は起きていない。陳情によると沖縄県や神奈川県において残念ながら米軍関係者による凶悪犯罪等が多々発生しており、身柄引き渡し条項などを見直しすることは賛成できるが、日米地位協定を抜本的に見直すことについては、賛成できない。また、安倍総理は米軍族の取扱いの見直しを行うとして、日米地位協定の運用改善を図る考えをしている。以上のことから日米地位協定の抜本的改定を求める陳情は不採択とする。

＜採決＞

委員長

それでは陳情第 12 号を採決する。陳情第 12 号を不採択とすることに賛成の委員の挙手を求める。

(挙手多数)…5 対 1

賛成 善波・杉崎・柳川・二見・添田 各議員

反対 一石議員

挙手多数である。よって陳情第 12 号は不採択と決定する。以上で陳情第 12 号の審査を終了する。

これをもって、当委員会に付託された案件の審査を終了する。ご苦労様でした。

閉会 11 時 14 分